

第1編 共通編	共 - 1 - 1
第1章 総則	共 - 1 - 1
第1節 総則	共 - 1 - 1
1 - 1 - 1 適用	共 - 1 - 1
1 - 1 - 2 用語の定義	共 - 1 - 1
1 - 1 - 3 設計図書の照査等	共 - 1 - 4
1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書	共 - 1 - 4
1 - 1 - 5 工程表	共 - 1 - 4
1 - 1 - 6 施工計画書	共 - 1 - 4
1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録	共 - 1 - 5
1 - 1 - 8 監督職員	共 - 1 - 5
1 - 1 - 9 現場技術員	共 - 1 - 6
1 - 1 - 10 工事用地等の使用	共 - 1 - 6
1 - 1 - 11 工事の着手	共 - 1 - 7
1 - 1 - 12 工事の下請負	共 - 1 - 7
1 - 1 - 13 施工体制台帳	共 - 1 - 7
1 - 1 - 14 請負者相互の協力	共 - 1 - 7
1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力	共 - 1 - 7
1 - 1 - 16 工事の一時中止	共 - 1 - 9
1 - 1 - 17 設計図書の変更	共 - 1 - 10
1 - 1 - 18 工期変更	共 - 1 - 10
1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品	共 - 1 - 10
1 - 1 - 20 工事現場発生品	共 - 1 - 11
1 - 1 - 21 建設副産物	共 - 1 - 11
1 - 1 - 22 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	共 - 1 - 12
1 - 1 - 23 数量の算出及び完成図	共 - 1 - 18
1 - 1 - 24 品質証明	共 - 1 - 18
1 - 1 - 25 完成検査	共 - 1 - 18
1 - 1 - 26 既済部分検査等	共 - 1 - 19
1 - 1 - 27 中間検査	共 - 1 - 19
1 - 1 - 28 部分使用	共 - 1 - 20
1 - 1 - 29 施工管理	共 - 1 - 20
1 - 1 - 30 履行報告	共 - 1 - 20
1 - 1 - 31 使用人等の管理	共 - 1 - 20
1 - 1 - 32 工事中の安全管理	共 - 1 - 20
1 - 1 - 33 爆発及び火災の防止	共 - 1 - 24
1 - 1 - 34 後片付け	共 - 1 - 25
1 - 1 - 35 事故報告	共 - 1 - 25
1 - 1 - 36 環境対策	共 - 1 - 25
1 - 1 - 37 文化財の保護	共 - 1 - 27

1 - 1 - 38	施設管理	共 - 1 - 27
1 - 1 - 39	諸法令の遵守	共 - 1 - 27
1 - 1 - 40	官公庁等への手続等	共 - 1 - 29
1 - 1 - 41	施工時期及び施工時間の変更	共 - 1 - 30
1 - 1 - 42	工事測量	共 - 1 - 30
1 - 1 - 43	提出書類	共 - 1 - 30
1 - 1 - 44	不可抗力による損害	共 - 1 - 31
1 - 1 - 45	特許権等	共 - 1 - 31
1 - 1 - 46	保険の付保及び事故の補償	共 - 1 - 31
1 - 1 - 47	臨機の措置	共 - 1 - 32
1 - 1 - 48	海上起重作業船団の船団長	共 - 1 - 32
1 - 1 - 49	潜水作業従事者	共 - 1 - 32
1 - 1 - 50	現場技術者等の腕章着用	共 - 1 - 36
1 - 1 - 51	暴力団等による不当要求の排除対策	共 - 1 - 36
1 - 1 - 52	再生資材の利用	共 - 1 - 37
1 - 1 - 53	資材等の県内優先調達	共 - 1 - 37
1 - 1 - 54	下請人の県内優先活用	共 - 1 - 38
1 - 1 - 55	建設機械等に使用する燃料	共 - 1 - 38
1 - 1 - 56	ダンプトラック等による過積載等の防止	共 - 1 - 38
1 - 1 - 57	現道工事における交通処理対策	共 - 1 - 38
1 - 1 - 58	用地境界杭の設置	共 - 1 - 42
第2章 材 料		共 - 2 - 1
第1節 適 用		共 - 2 - 1
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）		共 - 2 - 1
第3節 土		共 - 2 - 3
2 - 3 - 1	一般事項	共 - 2 - 3
第4節 石		共 - 2 - 3
2 - 4 - 1	石材	共 - 2 - 3
2 - 4 - 2	割ぐり石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 3	雑割石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 4	雑石（粗石）	共 - 2 - 3
2 - 4 - 5	玉石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 6	ぐり石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 7	その他の砂利、碎石、砂	共 - 2 - 3

第5節 骨材	共 - 2 - 3
2 - 5 - 1 一般事項	共 - 2 - 3
2 - 5 - 2 セメントコンクリート用骨材	共 - 2 - 4
2 - 5 - 3 アスファルト舗装用骨材	共 - 2 - 7
2 - 5 - 4 アスファルト用再生骨材	共 - 2 - 11
2 - 5 - 5 フィラー	共 - 2 - 12
2 - 5 - 6 安定材	共 - 2 - 13
第6節 木材	共 - 2 - 15
2 - 6 - 1 一般事項	共 - 2 - 15
第7節 鋼材	共 - 2 - 15
2 - 7 - 1 一般事項	共 - 2 - 15
2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材	共 - 2 - 15
2 - 7 - 3 軽量形鋼	共 - 2 - 15
2 - 7 - 4 鋼管	共 - 2 - 15
2 - 7 - 5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	共 - 2 - 15
2 - 7 - 6 ボルト用鋼材	共 - 2 - 16
2 - 7 - 7 溶接材料	共 - 2 - 16
2 - 7 - 8 鉄線	共 - 2 - 16
2 - 7 - 9 ワイヤロープ	共 - 2 - 16
2 - 7 - 10 プレストレストコンクリート用鋼材	共 - 2 - 16
2 - 7 - 11 鉄網	共 - 2 - 16
2 - 7 - 12 鋼製ぐい及び鋼矢板	共 - 2 - 17
2 - 7 - 13 鋼製支保工	共 - 2 - 17
2 - 7 - 14 鉄線じゃかご	共 - 2 - 17
2 - 7 - 15 コルゲートパイプ	共 - 2 - 17
2 - 7 - 16 ガードレール（路側用、分離帯用）	共 - 2 - 17
2 - 7 - 17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）	共 - 2 - 18
2 - 7 - 18 ガードパイプ（歩道用、路側用）	共 - 2 - 18
2 - 7 - 19 ボックスビーム（分離帯用）	共 - 2 - 18
第8節 セメント及び混和材料	共 - 2 - 19
2 - 8 - 1 一般事項	共 - 2 - 19
2 - 8 - 2 セメント	共 - 2 - 20
2 - 8 - 3 混和材料	共 - 2 - 21
2 - 8 - 4 コンクリート用水	共 - 2 - 21
第9節 セメントコンクリート製品	共 - 2 - 22
2 - 9 - 1 一般事項	共 - 2 - 22

2 - 9 - 2	セメントコンクリート製品	共 - 2 - 22
2 - 9 - 3	コンクリート二次製品の耐久性向上	共 - 2 - 22
2 - 9 - 4	コンクリート製品の表示	共 - 2 - 22
第 10 節	瀝青材料	共 - 2 - 23
2 - 10 - 1	一般瀝青材料	共 - 2 - 23
2 - 10 - 2	その他の瀝青材料	共 - 2 - 28
2 - 10 - 3	再生用添加剤	共 - 2 - 28
第 11 節	芝及びそだ	共 - 2 - 29
2 - 11 - 1	芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）	共 - 2 - 29
2 - 11 - 2	そだ	共 - 2 - 29
第 12 節	目地材料	共 - 2 - 29
2 - 12 - 1	注入目地材	共 - 2 - 29
2 - 12 - 2	目地板	共 - 2 - 29
第 13 節	塗料	共 - 2 - 30
2 - 13 - 1	一般事項	共 - 2 - 30
第 14 節	道路標識及び区画線	共 - 2 - 30
2 - 14 - 1	道路標識	共 - 2 - 30
2 - 14 - 2	区画線	共 - 2 - 31
第 15 節	その他	共 - 2 - 32
2 - 15 - 1	エポキシ系樹脂接着剤	共 - 2 - 32
2 - 13 - 2	合成樹脂製品	共 - 2 - 32
第 3 章	一般施工	共 - 3 - 1
第 1 節	適用	共 - 3 - 1
第 2 節	適用すべき諸基準	共 - 3 - 1
第 3 節	共通の工種	共 - 3 - 2
3 - 3 - 1	一般事項	共 - 3 - 2
3 - 3 - 2	材料	共 - 3 - 2
3 - 3 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	共 - 3 - 5
3 - 3 - 4	矢板工	共 - 3 - 6
3 - 3 - 5	法枠工	共 - 3 - 7
3 - 3 - 6	吹付工	共 - 3 - 8
3 - 3 - 7	植生工	共 - 3 - 8
3 - 3 - 8	縁石工	共 - 3 - 10

3. **請負者**は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を**監督職員**に提出しなければならない。
 4. **請負者**は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに**監督職員**に提出しなければならない。
 5. **請負者**は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。
 6. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または**監督職員**の指示によるものとする。
 7. **請負者**は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、**監督職員**の指示に従うものとする。なお、**請負者**は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
 8. **請負者**は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、**監督職員**の承諾を得なければならない。
 9. **請負者**は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
 10. 支給材料及び貸与品の所有権は、**請負者**が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- 1 - 1 - 20 工事現場発生品
1. **請負者**は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
 2. **請負者**は、第1項以外のものが発生した場合、**監督職員**に通知し、**監督職員**が引き渡しを指示したのものについては、現場発生品調書を作成し、**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
- 1 - 1 - 21 建設副産物
1. **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）**を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
 2. **請負者**は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、**監督職員**と協議するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、**監督職員**の承諾を得なければならない。
 3. **請負者**は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、**監督職員**から請求があつた場合はこれを提示しなければならない。なお、**請負者**は、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**総括表を作成し、完成時に**監督職員**に提出しなければならない。
 4. **請負者**は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め**監督職員**に提出しなければならない。
 5. **請負者**は、**再生資源利用計画書**及び**再生資源使用促進計画書**を作成した場合、または**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を作成しない場合であっても、

最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに**再生資源利用実施書**及び**再生資源利用促進実施書**を電子ファイル（**建設リサイクルデータ統合システム（CREIDAS）**により作成されたもの）とともに**監督職員**に提出しなければならない。なお、**設計図書**に記載された事項が、優先されるものとする。

6. **請負者**は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)(以下リサイクル法という。)の対象工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは**再資源化等報告書**を提出しなければならない。

7. **請負者**（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

(1) 建設廃棄物を搬出する際は、事前に**建設廃棄物処理委託契約**を結ばなければならない。

なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず2者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、1枚の契約書によることができる。

(2) 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を発行しなければならない。

(3) **産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表**を工事完成までに提出しなければならない。

8. **請負者**は、建設発生土については、第1編1-1-21 建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。

9. **請負者**は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**によるものとする。

なお、**請負者**は、やむを得ず**設計図書**に定められた場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、**監督職員**と協議しなければならない。

10. **請負者**は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 **施工計画書**第1項の**施工計画書**の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を**施工計画書**に記載しなければならない。

(1) 処理方法（場所・形状等）

(2) 排水計画

(3) 場内維持等

11. **請負者**は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が**確認**できる資料（伝票等）を整備・保管し、**監督職員**から請求があった場合には直ちに**提示**しなければならない。

12. 建設発生土受入れ地については、**請負者**は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

1-1-22 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. **監督職員**は、工事が**契約図書**どおりおこなわれているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、**請負者**はこれに協力しなければならない。

は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。

3. 上記1、2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1-1-52 再生資材の利用

請負者は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシュランを工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、再生資材を使用するものとする。

なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。

1-1-53 資材等の県内優先調達

1. 請負者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため長崎県産品を使用するよう努めること。

ただし、選定にあたっては請負者の判断による。

2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。

3. 請負者は、長崎県産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

長崎県産品とは

1) 県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領の第2条（県産品の定義）に記載されているもの。

第2条（県産品の定義）

- 一．県内の工場で製造された資材・製品。
- 二．長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品。
- 三．県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。
- 四．その他、県産品審査委員会で認定されたもの。

注) 二次製品について

- ・材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内製品として取り扱うこととする。

1 - 1 - 54 下請人の県内優先活用

1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。

ただし、選定にあたっては請負者の判断による。

2 . 請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。

3 . 請負者は、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関（五島地方局、上五島土木事務所、壱岐地方局、対馬地方局）の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。

1 - 1 - 55 建設機械等に使用する燃料

請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。

1 - 1 - 56 ダンプトラック等による過積載等の防止

1 . 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

2 . 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

3 . 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

4 . さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。

5 . 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

6 . 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

7 . 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1 - 1 - 57 現道工事における交通処理対策

請負者は、道路工事施工のため交通障害を来たさないよう道路を通行する者の立場にたつて(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期さなければならない。

また、請負者は上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人まで周知徹底を図らなければならない。

表 2 - 22 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比 表 面 積 cm^2 / g		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシャテリ工法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm^2	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下
	28d	400 以下
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下
三 酸 化 硫 黄 %		3.0 以下
強 熱 減 量 %		3.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下

(注) 全アルカリ(Na o eq) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。

4 . 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)の規定によるものとする。

2 - 8 - 3 混和材料

- 1 . 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。
- 2 . 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。
- 3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。
- 4 . 混和剤として用いるA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能A E 減水剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。
- 5 . 混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101 に適合するものとする。
- 6 . 急結剤は、JSCE-D 102 に適合するものとする。

2 - 8 - 4 コンクリート用水

- 1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または JSCE-B 101 あるいは JIS A 5308 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
- 2 . 請負者は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませ水として使用してはならない。

第9節 セメントコンクリート製品

2-9-1 一般事項

1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl^-)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは $0.30 \text{ kg} / \text{m}^3$ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、**監督職員の承諾**を得なければならない。

請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、**確認**した資料を**監督職員**に**提出**しなければならない。

2-9-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品

- 種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査及び通則)

JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)

JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)

JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上

工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを**提出**し、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。

- | | | | |
|-------|-------------|-------|------------|
| (1) | コンクリートヒューム管 | (6) | シールドセグメント |
| (2) | コンクリート杭 | (7) | コンクリートブロック |
| (3) | プレキャスト桁 | (8) | コンクリート矢板 |
| (4) | プレキャスト擁壁 | (9) | その他 |
| (5) | コンクリート函渠 | | |

2-9-4 コンクリート製品の表示

本県発注工事に使用するコンクリート二次製品は、次の内容を表示したものを使用しなければならない。

ただし、特殊製品(間知ブロック等)及び製品サイズが小さなもの(インターロッキング等)で表示ができない製品については、**監督職員**の**承諾**を得た上で表示を省略することができる。

1. J I S 製品の表示
 - J I S マーク
 - 製造業者名及び製造工場の略号
 - 製造年月日の略号
 - 登録機関略号及び認証番号
 - 種類、呼び又はその略号
2. J I S 外製品の表示
 - 製造業者名及び製造工場の略号
 - 製造年月日の略号
 - 種類、呼び又はその略号

第 10 節 瀝青材料

2 - 10 - 1 一般瀝青材料

1. 舗装用石油アスファルトは、表 2 - 23 の規格に適合するものとする。

表 2 - 23 舗装用石油アスファルトの品質規格 (J I S A 2207-1996)

種 類 項 目	40 ~ 60	60 ~ 80	80 ~ 100	100 ~ 120
針入度 (25) 1 / 10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下
軟 化 点	47.0 ~ 55.0	44.0 ~ 52.0	42.0 ~ 50.0	40.0 ~ 50.0
伸 度 (1 5) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引 火 点	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下
密 度 (15) g / cm ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

(注) 各種類とも 120 、 150 、 180 のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

2. ポリマー改質アスファルトは、表2 - 24 の性状に適合するものとする。また、請負者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 24 に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表2 - 24 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

種 類		ポリマー改質アスファルトの標準的正常					
		型	型	型		H型	
項 目	付加記号					型-W	型-WF
軟化点		50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上	
伸 度(7)	cm	30 以上	-	-		-	-
伸 度(15)	cm	-	30 以上	50 以上		50 以上	-
タフネス(25)	N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上	-
テナシティ(25)	N・m	2.5 以上	4.0 以上	-		-	-
粗骨材の剥離面積率	%	-	-	-	5 以下		-
フラス脆化点		-	-	-	-	- 12 以下	- 12 以下
曲げ仕事量 (-20)	kpa	-	-	-	-	-	400 以上
曲げスティック (-20)	MPa	-	-	-	-	-	100 以下
針入度(25)	1 / 10 mm	40 以上					
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下					
薄膜加熱後針入度残留率	%	65 以上					
引火点		260 以上					
密度(15)	g/cm3	試験表に付記					
最適混合温度		試験表に付記					
最適締固め温度		試験表に付記					

付加記号の略字 W：耐水性 (Water-resistance)、F：可撓性 (Flexibility)

6. **請負者**は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャーラン等で間隙を充てんしなければならない。
7. **請負者**は、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。
8. **請負者**は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。
9. **請負者**は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

3 - 5 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編3 - 3 - 3作業土工の規定によるものとする。
2. 床掘は各測点、各変化点毎に丁張（2重丁張）を設け、設計法長に対する段割等も考慮して、基礎コンクリートの基準高さ、床掘高さ、位置を決定して床掘仕上げを行うものとする。
3. 過剰床掘はしてはならない。仮に過剰掘削をしていた場合は、土砂等は碎石、岩盤等は捨てコンクリートで処理をしなければならない。

3 - 5 - 3 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。
2. コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。
コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。
3. **請負者**は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、碎石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。
4. **請負者**は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。
5. **請負者**は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。ただし、縦断勾配3 / 1 0 0程度までは、縦断勾配に平行に施工することもできる。なお、縦断勾配が3 / 1 0 0以上の場合は、原則として段切り（一段根入れ高）を設けて調整しなければならない。これにより難しい場合は、**監督職員と協議**しなければならない。
6. **請負者**は、法長の調整を行うときは、天端で調整しなければならない。
7. **請負者**は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻がいをを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後締固め、合端

付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を 3 cm までに抑えなければならない。

8. 請負者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。
9. 請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。
10. 請負者は、目地の設置間隔が設計図書に定められていない場合は、原則として間隔を 10m 以内とし、曲線部の施工にあたっては以下のとおりとする。

請負者は積みブロックの合端が密着するように目地を配置しなければならない。

曲線部の目地は、扇形目地コンクリート（胴込コンクリート）等で調整しなければならない。

目地材は、目地コンクリートの片側一面に設置するものとする。

11. 請負者は、水抜き管の設置について設計図書に定められていない場合は、原則として以下のとおり設置するものとする。

河川護岸（砂防流路工を含む）において堤内地盤より高い盛土部分（築堤）には水抜きを設けないが、堀込河道等で残留水圧が大きくなる場合は水抜きを設ける。ただし、常時湛水が予想される水位（L・W・L）以下については、水抜きを設けないものとする。

海岸護岸においては、平均干潮面（M・L・W・L）以下については、水抜きを設けないものとする。

水抜きは、2㎡に1箇所、硬質塩化ビニル管（VP管）径 50 mm を標準とする。

12. 請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、**監督職員**の**承諾**を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。

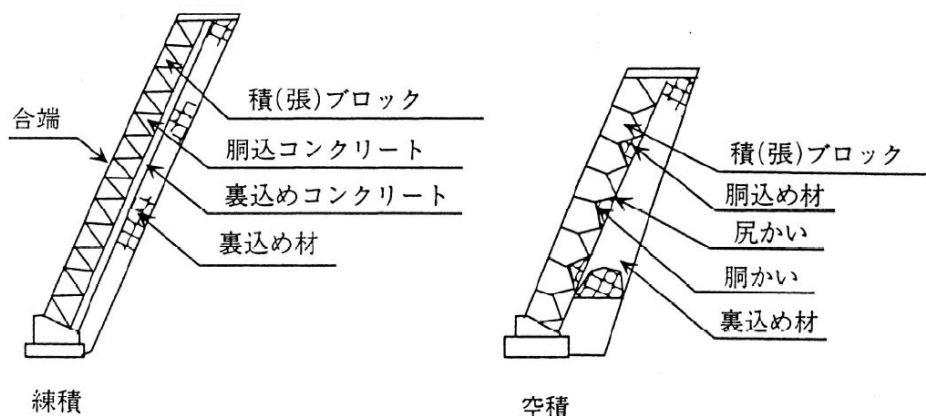


図3 - 3 コンクリートブロック工

1 - 10 - 2 材 料

- 1 . 遮音壁に使用する吸音パネルは、**設計図書**に明示したものを除き、本条によるものとする。
- 2 . 前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。
- 3 . 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。
- 4 . 吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード 2号 32K または、これと同等以上の品質を有するものとする。
- 5 . **請負者**は、遮音壁付属物に使用する材料は、**設計図書**に明示したものとし、これ以外については**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

1 - 10 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 1 編 3 - 3 - 3 作業土工の規定によるものとする。

1 - 10 - 4 遮音壁基礎工

請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、**設計図書**によるものとし、これ以外による場合は、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

1 - 10 - 5 遮音壁本体工

- 1 . 遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、**設計図書**によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。支柱立込の精度は道路遮音壁設置基準 6 施工によるものとする。
- 2 . **請負者**は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。

様式 3

再生資源化等報告書

平成 年 月 日

発注者

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号) - 電話番号 -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事名称

2. 工事の場所

3. 再資源等が完了した年月日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※ 資源有効利用促進に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

下請企業使用報告書

(完成 変更 完成)

平成 年 月 日

様

商号又は
名称 _____

営業所名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

発注番号 _____

工事番号 _____

工事名 _____

工事場所 _____

請負金額 _____

下請企業一覧表

請負 区分	県内県 外区分	大臣・知事 コード+ 許可番号	商号又は名称 営業所名	所 在 地	工 種	金 額	備 考
元請							

長崎県内産資材を使用しない理由書

(当初 変更 完成)

平成 年 月 日

_____ 様

商号又は
名 称

営業所名

代表者名

所 在 地

発注番号

工事番号

工 事 名

工事場所

請負金額

製品 品目	製 品 名	理 由

